

STOP!! いじめ



平成28年11月
山口県教育委員会
(平成29年12月改訂版)

はじめに

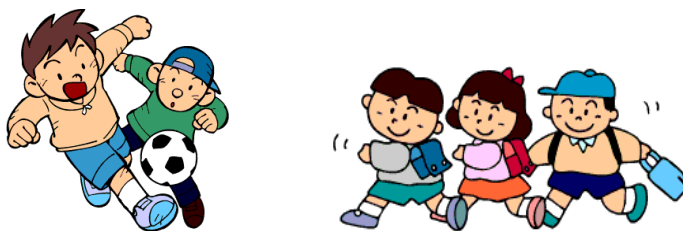
いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。このように、いじめは人権に関わる喫緊の課題であり、いじめの問題については、全ての教職員が危機意識をもち、学校全体で組織的に対応することが重要です。

そのためには、「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童生徒はいない」という基本認識に立ち、全ての児童生徒が安全で安心して学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人ひとりの個性や能力を十分に伸ばすことができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければなりません。

いじめへの対応は待ったなしです。今、この時間にも、どこかでいじめが起きているかもしれません。各学校のいじめ防止基本方針に基づいた未然防止、早期発見・早期対応の取組を全教職員で共通認識し、今すぐにでもできることから取り組みましょう。

本書では、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた今日からできる10のポイントを整理しました。学級担任だけでなく、学年や学校全体、部活動等での取組等でも活用できるよう、実践例等も掲載し、できるだけ具体的にまとめました。これらをヒントに学校全体で組織的に、「学校いじめ防止基本方針」の年間指導計画の中に位置付けて実施してください。特に、いじめの未然防止について、各学校の実情に合わせて工夫して取り組んでいただきたいと思います。

また、各学校の「いじめ対策委員会」をより実効性のあるものとするとともに、家庭や地域と連携した取組がいっそう推進されるために、学校運営協議会や地域協育ネット協議会等の場においても、本書が活用されるようお願いいたします。



1

「いじめ防止対策推進法」「いじめ防止基本方針」

1 「いじめ防止対策推進法」について理解を深めよう！

- 「いじめ防止対策推進法」の趣旨について理解しよう！
- 「学校いじめ防止基本方針」を実効性のあるものにしよう！

2

未然防止（いじめの予防）

2 「いじめは絶対に許されない」ことを教えよう！

- 毅然とした態度を示そう！
- いじめの「観衆」や「傍観者」をなくそう！
- 学校は安心・安全な場所だということを伝えよう！
- 相手が嫌がる言葉を使わない子どもを育てよう！
- 教職員の丁寧な言葉づかいから始めよう！
- 「いじり」や「からかい」も「いじめ」だという認識をもとう！



3 自己肯定感、自己有用感を育もう！

- 「自己肯定感」「自己有用感」を高めよう！
- 開発的・予防的な取組を重視しよう！
- 生徒指導の3機能（ま・ほ・う）を生かした授業実践をしよう！
- 相手の気持ちになって考えることのできる力（共感力）を育もう！
- 問題行動等を抑制する力を高めよう！

4 児童生徒主体の活動を充実させよう！

- 児童会や生徒会でいじめ防止に取り組もう！
- 道徳や学級活動（HR活動）で「いじめ」について考えさせよう！

5 コミュニケーション能力を育てよう！

- A F P Y等を活用して、人間関係づくりを充実させよう！
- 自分の気持ちを上手にコントロールする力を育てよう！
- さまざまな手法を用いて、コミュニケーション能力を育てよう！
- 異年齢集団で、思いやりの気持ちや社会性を育てよう！

6 情報モラル教育を充実させよう！

- ネットトラブルを自分のこととして考えさせよう！
- 小学校から情報モラル教育を実施しよう！
- 家庭や地域、相談機関、警察等と連携しよう！



3

早期発見・早期対応(把握しにくいいじめの発見と対応)

7 教職員のいじめの認知力を高めよう！

- 子どもの心や表情のささいな変化(サイン)を察知する力を高めよう！
- 生活アンケートを確実に実施して、子どもの実態を把握しよう！
- 生活アンケートの内容・実施方法を工夫しよう！
- Fit(学校適応感調査)を活用しよう！

8 学校の教育相談体制を充実させよう！

- 相談しやすい雰囲気づくりをしよう！
- 学校の教育相談体制の見直しを図ろう！
- SCやSSW等の心や福祉の専門家と連携しよう！
- 県や市町の相談機関を周知しよう！

9 校内の情報共有体制「ホウ・レン・ソウ」を徹底しよう！

- 学級担任だけで抱え込まず、ホウ・レン・ソウを徹底しよう！
- 学校内だけで抱え込まず、教育委員会等との情報共有を徹底しよう！
- 「学校いじめ対策委員会」で情報を整理し、対応方針を話し合おう！

4

PTAや学校運営協議会等と連携した地域ぐるみの取組

10 家庭や地域とともに「いじめ」について考えよう！

- 学校や学級の情報を積極的に発信し、家庭や地域と情報を共有しよう！
- 保護者や地域の方々と「いじめの問題」について話し合おう！

【参考】

- いじめ防止対策推進法(平成25年9月28日施行)概要
- 基本方針改定に伴う学校における留意事項
- 引用・資料一覧

1

「いじめ防止対策推進法」「いじめ防止基本方針」

1

「いじめ防止対策推進法」について理解を深めよう！

滋賀県大津市のいじめが原因とみられる中学生の自殺事案を受け、平成 25 年 9 月に「いじめ防止対策推進法」が施行されました。この法律の趣旨やいじめの定義、学校が取り組むべき方策等について教職員研修で理解を深めるとともに、「学校いじめ防止基本方針」を PDCA サイクルに基づき、毎年改善していじめの防止に取り組みましょう。

■ 「いじめ防止対策推進法」の趣旨について理解しよう！

いじめ防止対策推進法は、以下に示す三つを柱としています。

- ① これまでのいわゆる「社会通念上のいじめ」だけでなく、法で示された広義な定義でいじめを捉え、認知することが大切です。
- ② 「学校いじめ防止基本方針」の策定は、法律で義務付けられています。できるだけ具体的に作成し、学校、家庭、地域で共通理解しておきましょう。
- ③ 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織は、管理職、生徒指導主任、養護教諭、及び、担任等の関係教職員のほか、SC や SSW 等の外部専門家や必要に応じて地域や学校の関係者で構成しましょう。

<いじめ防止対策推進法（平成 25 年 9 月 28 日施行）の主な条文>

第 2 条（定義） この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

第 13 条（学校いじめ防止基本方針） 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

第 22 条（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織） 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

■ 「学校いじめ防止基本方針」を実効性のあるものにしよう！

各学校においていじめの防止等の取組が体系的・計画的かつ具体的に行われるためには、「学校いじめ防止基本方針」として、いじめに対する基本姿勢や取組内容、さらに、年間指導計画等が、できるだけ具体的に示されていることが大切です。

「学校いじめ防止基本方針」がいじめの防止等に関する取組の「ガイドライン」としての役割を果たせるよう、PDCA サイクルによる点検・見直しを毎年しましょう。

また、「学校いじめ対策委員会」は学校の組織的ないじめ対策の中核としての役割をもつものであり、各学校では、いじめの「未然防止、早期発見・早期対応」の取組をより実効的に行うことが大切です。いじめの情報があった時には、速やかに緊急会議を招集し、迅速かつ組織的な対応に努めましょう。

2 未然防止 (いじめの予防)

2 「いじめは絶対に許されない」ことを教えよう！

まず、学校が取り組まなければならないことは、管理職のリーダーシップの下、教職員が、児童生徒や保護者、地域住民に向けて、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした態度を示すことです。そして、子どもたちや保護者から相談しやすい雰囲気づくり、いじめ、冷やか、からかい、暴力などを許さない学級風土、学校風土づくりに努めましょう。

■ 毅然とした態度を示そう！

いじめは人権問題であり、卑怯な行為です。「いじめは絶対に許されない行為である」ことを全ての教職員が機会あるごとに子どもたちに教えることが重要です。

管理職のリーダーシップの下、全校集会やPTA総会等で、校長や生徒指導主任等が、子どもたちや保護者、地域の方々に対して「いじめは絶対に見過ごさない、許さない」という学校の毅然とした態度を示しましょう。

また、学級でも学級担任がクラスの子どもたちに毅然とした態度を示すことが重要なポイントとなります。担任の思いを掲示するなどして、常に子どもたちに意識させましょう。

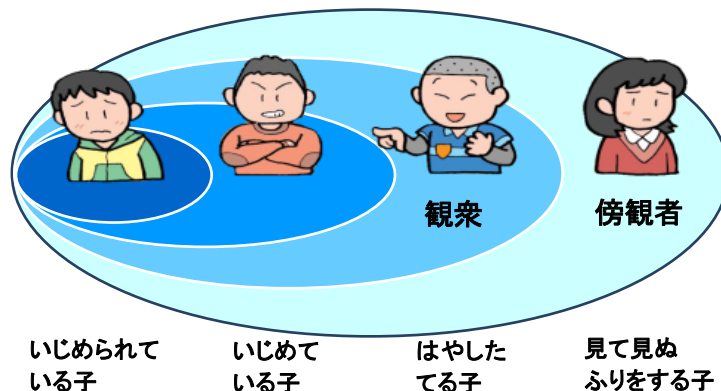


学級掲示の例

■ いじめの「観衆」や「傍観者」をなくそう！

いじめが進行すると、いじめられている子は孤立していきます。いじめをなくすための重要なポイントは、「観衆」や「傍観者」をなくすことです。「傍観者」や「観衆」が少なくなることで、いじめ、冷やか、いじり、からかい、暴力などを許さない学級風土、学校風土をつくりやすくなります。

子どもたちの心は環境により大きく左右されます。学級や学校に「いじめをしない、させない、許さない」雰囲気をつくるのが、いじめの未然防止には最大の効果があります。



いじめの4層構造(森田洋司 1986年)

■ 学校は安心・安全な場所だということを伝えよう！

現にいじめを受けている子どもたちがいるかもしれません。「いじめを受けたり、いじめを見たりしたら、心配しないで友だちや先生、お父さんやお母さんにすぐに知らせしてほしい」「先生たちが絶対に守ります」という意志を子どもたちにはっきりと伝えましょう。また、何でも相談できる雰囲気子どもたちだけでなく、保護者や地域の方々に対しても伝えていきましょう。

■ 相手が嫌がる言葉を使わない子どもを育てよう！

いじめのスタートは「言葉づかい」からです。学級や部活動などにおける言葉づかいの荒さや行動の粗暴さが、いじめの温床になっています。

呼び捨てにしたり、平気で相手の嫌がる言葉を使ったり、嫌がることをしたりする言動が見られる学級では、子どもたちの感覚が麻痺して、「死ね」とか「バカ」などの言葉が平気で使われており、いじめにつながる恐れがあります。

学校や家庭、部活動、スポーツ少年団等での日頃の言葉づかいを振り返ってみましょう。そして、小さなことでも「相手の嫌がる言葉を使わない、嫌がることをしない」ことについて指導しましょう。

また、あたたかい言葉のシャワーを子どもたちに浴びせ続けることが重要です。

【実践例】「ぼっかぼか言葉」強調週間の取組

言葉づかいについて、児童会・生徒会を中心に児童生徒主体の活動を行った。

家庭との連携を図ることをねらい、「家でのめあて」を家族で話し合っ

- ・授業中、友だちを「〇〇さん」と呼ぶことができた。
- ・友だちを傷つける言葉を使わなかった。
- ・気持ちのよいあいさつができた。



■ 教職員の丁寧な言葉づかいから始めよう！

子どもたちと毎日長い時間接していると、教職員の言葉づかいや行動の癖が子どもたちに影響を与え、粗暴な学級の雰囲気が形成されてしまう場合があるので注意しましょう。

言葉づかいの問題は、保護者やスポーツ少年団、部活動の外部指導者などにも協力を求めましょう。

■ 「いじり」や「からかい」も「いじめ」だという認識をもとう！

ここからがいじめで、ここまではいじめではないという境界線はありません。いじめは常に被害者の側に立って見るのが重要です。いじめた側の判断ではなく、行為を受けた側が「心身の苦痛を感じているもの」がいじめです。

ですから、子どもたちも教職員も、いじめのつもりはなくても、受けた側が苦痛を感じれば「いじり」や「からかい」などもいじめだという認識をもたなければなりません。

3

自己肯定感、自己有用感を育もう！

いじめをする子どもたちには、相手の気持ちになって考えることのできる力（共感力）が低いと考えられます。そのためには、体験活動や集団遊び、外遊びを通して、様々な人とのかかわりを深め、自己肯定感や自己有用感を高めることが重要です。

また、日常の授業や活動の中で、生徒指導の3機能（ま・ほ・う）を生かした授業や活動を実践し、自己指導能力を高めましょう。

■ 「自己肯定感」「自己有用感」を高めよう！

「自己肯定感」とは、「自分は大切な存在だ」「自分はかけがえのない存在だ」と思える心の状態のことです。また、「自己有用感」とは、自分の属する集団の中で、自分がどれだけ大切な存在であるかということをも自分自身で認識することです。

自己肯定感や自己有用感とは、自分という存在を認められ、行動について賞賛される（褒められる）ことが基盤になり、奉仕活動や職場体験活動などの他者との交流体験を通して高まります。自己肯定感や自己有用感とは自分に自信を高め、安易に問題行動に走ったり、危険なものに近付いたりすることの抑制につながります。

まる

【実践例】「O」です。～自己肯定感を高める取組～

気になる行動を指摘したり指導したりするだけでなく、学習や生活態度全般において、ごく当たり前に行っていることや一生懸命励んでいること、よい行いなど子どもたちのちょっとしたがんばり、プラス面を積極的に価値付ける。全教職員が、「自分からあいさつができていますね、『O』です。」というように、その場で即時に評価する。



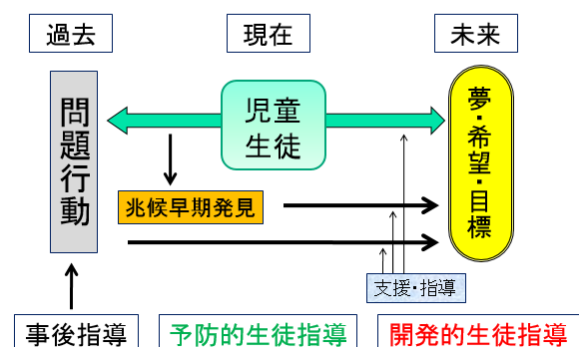
■ 開発的・予防的な取組を重視しよう！

表面的に現れた問題行動等への対症療法的な事後指導ではなく、児童生徒自身がそのよさに気づき、それを伸ばしていくことができるような開発的・予防的な指導・支援を重視することが大切です。

予防的な生徒指導とは、一部の気になる児童生徒に対して、初期の段階で問題解決を図り、深刻な問題へ発展しないように予防する生徒指導のことです。

開発的な生徒指導とは、一人ひとりが自己肯定感や自己有用感、社会性を獲得することができる指導・支援を行う生徒指導のことです。

これからの生徒指導の方向性



【実践例】コーチングに関する教職員研修

- ① 講義「問題志向アプローチ」から「解決志向アプローチ」へ
問題が起こったとき、問題の原因や理由を探すのではなく、子どもたちも持っている力を活用して、解決方法を考え実行させることが大切。
- ② 演習「傾聴・受容・共感」
二人組で、「よく聴き」「しっかりと受け止めて」「相手の気持ちに寄り添う」ロールプレイを実施。
- ③ 演習「OKメッセージ」(う・あ・お、か・み・さ・ま、な・い・す・よ)
㊦れしいよ、㊧りがとう、㊨つかれさま(おかげです、おどろいたよ)、
㊩んしゃします(かんどうしました)、㊪ごとです、㊫すがです、㊬ねし
たくなります、㊭るほど、㊮いですね、㊯ごい(すばらしい、すてき)、㊰
かったよ、などの褒める・ねぎらう・認める言葉を二人組で言い合う。
- ④ 演習「リフレーミング」言い換えで短所を長所へ
二人組で相手の短所をリフレーミングする。発想を変えて物事を肯定的に
言い換えると、マイナスと思えることもプラスに感じられる。

■ 生徒指導の3機能(ま・ほ・う)を生かした授業実践をしよう！

生徒指導の目的は、児童生徒一人ひとりの夢の実現に向け、児童生徒一人ひとりが自分自身をありのままに認め、自己理解を深めることを基盤とし、他者とのかかわりの中で、自ら選択・判断・実行し、その言動に責任をもつことができる力(自己指導能力)を育成することです。

「自己指導能力」を育てるためには、次の生徒指導の3機能を取り入れた授業実践を行うことが重要です。

ま させる…… 自己決定の場を設ける

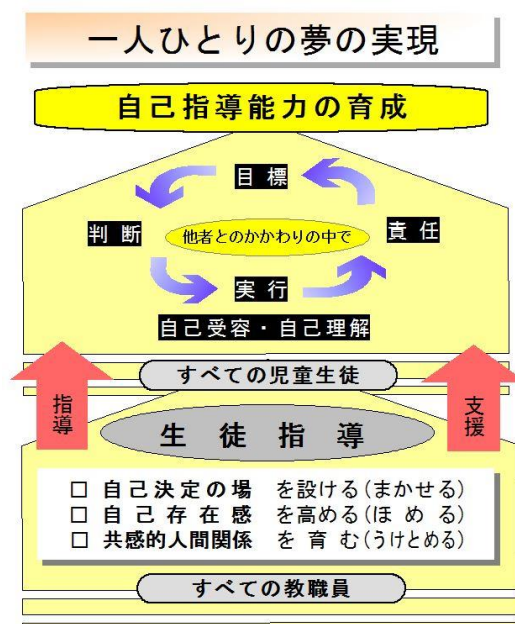
自己決定の場を設け、他者とのかかわりの中で子どもたちが判断力を高め、責任のある行動をとれるように支援することが重要です。そのためには、子どもたちにしっかり考えさせる時間を確保し、何でも教職員が決めるのではなく、子どもたちに任せてみる必要があります。

ほ める…… 自己存在感を高める

子どもたち一人ひとりが自己存在感をもつことができるように工夫しましょう。自己存在感の基盤となるのが、褒められ、自分を認められる経験です。一日一回は声をかけ、その子の存在を認めましょう。

う けとめる…… 共感的人間関係を育む

指導に当たっては、教職員と子どもたちの間に、共感的人間関係が存在することが必要不可欠です。子どもたちの気持ちをまずは受け止めましょう。



■ 相手の気持ちになって考えることのできる力（共感力）を育もう！

「共感力」とは、相手の気持ちに分かる力、相手の立場に立って考える力、相手のつらい気持ちを取り除く力とされています。「共感力」を育てるために、次の点を充実させましょう。

- ① **体験活動や集団遊び、外遊びなどを通して、様々な人とのかかわりを深めること**
子どもたちには体験や遊びが必要です。様々な人と関わる体験活動や集団遊びなどを工夫しましょう。
- ② **様々な人の意見、物の見方や考え方にふれること**
読書や人との意見の交流が楽しいと実感することが大切です。そのためには、読み聞かせや読書活動の充実、道徳の授業の充実に取り組みましょう。
- ③ **学校や家庭が安全であると感ずること**
人は、安心・安全な状態で心に余裕ができ、そこで初めて人の立場に立って考えることができます。学校や家庭が子どもたちを温かく受け入れる環境になっているかが重要です。

■ 問題行動等を抑制する力を高めよう！

問題行動等が起こる要因について、次の三つのポイントから捉えることが重要です。

- ① **不満や緊張のエネルギー「ストレス」**
いじめなどの問題行動や不登校などは、学校や家庭における人間関係、学習成績、進路の問題などの様々な不満・緊張のエネルギーを原因として出現します。
- ② **周囲の環境の影響「ストレスの解放の方向性」**
そして、子どもたちを取り巻く学校・家庭・社会などの環境によって問題行動が助長されるか、抑制されるかという方向付けがなされます。
- ③ **自己と社会とのつながり「ソーシャル・ボンド」**
しかし、問題行動等の原因ばかりに着目するのではなく、「なぜ、ほとんどの子どもたちは問題行動等を起こさずに健全な生活をしているのか」という視点から捉えてみると、そこには、問題行動等へと向かう自分を抑制し、つなぎとめる社会的な絆（ソーシャル・ボンド）が存在すると考えられます。

例えば、不満・緊張のエネルギーがある程度高くても、勉強や部活、スポーツ少年団、習い事などの自分が打ち込めるものをもっていたり、家族や友人、対教職員関係などの人間関係が安定していたりする子どもは、不満・緊張のエネルギーが望ましい方向へと適度に解放され、やる気や生きがい感へとつながっているのです。

自己と社会とのつながり「ソーシャル・ボンド」

- ① 家族や友人、教職員等との情緒的なつながり
- ② 将来の夢・希望・目標
- ③ 集団内の役割、自己肯定感・自己有用感
- ④ 道徳性・規範意識 など

このような問題行動等を抑制する力を高めることは、いじめなどの問題行動や不登校などの未然防止に欠かせないものです。

4

児童生徒主体の活動を充実させよう！

いじめやネットトラブルは他人事ではありません。どの子にも、どの学校にも起こりうる問題です。児童生徒主体の取組を活性化し、道徳や学級活動（HR 活動）でいじめについて考え、児童会や生徒会でケータイ・スマホのルールづくり、いじめ防止についての行動宣言を行うなど、問題を自分のこととして考えさせることが大切です。

■ 児童会や生徒会でいじめ防止に取り組もう！

いじめはいけないことだということは誰もが頭では分かっているはずですが、いじめやネットトラブルは自分が当事者にならないと、自分のこととして捉えることは難しいのです。被害者や加害者になってからでは遅いのです。いじめの未然防止のための心を育てる活動を子どもたち主体の取組にシフトしていきましょう。

【実践例】児童会・生徒会が中心となった「いじめ^{ゼロ}委員会」の取組

○全校児童生徒からいじめゼロ標語の募集 … 委員が優秀作品を選考

・最優秀：「止めたなら 明日の自分は いい顔です」

・優秀：「楽しいの？ 本当にそれが 正しいの？」

○全校集会・学年集会での啓発活動

・いじめゼロの訴え（作文発表） ・絆づくり（AFPY、お笑い講）

○昼休みの巡回・声かけ活動

○情報交換会の実施 … 「いじり」と「いじめ」の違いについて話し合った結果、「いじり」も「いじめ」と判断し、全校集会で報告



【実践例】児童会・生徒総会で話し合った「学校生活しぐさ」

○協議：「礼儀～お互いを尊重し合って生活するために～」

・学校、家庭、地域でお互いを尊重し合って生活していくために何が必要か、どんなことに気を付けなければいけないかを話し合った。

○提案：「学校生活しぐさ」ポスターによる啓発

・「学習」「掃除」「給食」「部活動」「情報モラル」などのテーマを設け、クラスごとに話し合い、「学校生活しぐさ」として全校児童生徒に提案

・提案した内容をポスターにし、各教室や廊下に展示



■ 道徳や学級活動（HR活動）で「いじめ」について考えさせよう！

いじめの問題については、いじめを受けた人の立場に立って考えることが重要です。道徳や学級活動（HR活動）で、「いじめの問題」や「命の大切さ」について取り上げ、自分たちでいじめを防止するためには、どのような心が大切か、どのようなことに取り組む必要があるかなどについてしっかり考え、話し合う時間を確保しましょう。年間に数回、いじめやネットトラブル等について考え、話し合うことにより、子どもたちの意識の継続を図ることができます。

また、考え、話し合うだけでなく、実際に行動を起こすことも重要です。学級や学校全体で「いじめ撲滅宣言」を起草したり、スマホのルールづくりを自分たちで行ったりする活動は、自分たちで取り組もうとする意識を高めることができます。

【実践例】いじめ防止の標語を読んで話し合う道徳の実践

生徒が作った標語を読んで作者の心情を理解し、自分にできることを考える。

① 「いじめ」という語から想起することを発表する。

② 標語を読んで、話し合う。

「さびしいよ 相手が壁の キャッチボール」

「気づいてよ 笑顔の下に ひそむ傷」

「大キライ！ わたしの居場所 ない世界」

- ・ 作者がどのような立場や状況に置かれているのか考える。
- ・ 標語からどんな心の叫びや訴えが伝わってくるか想像する。

③ 標語の作者へ、心を込めてメッセージを贈る。

④ よりよい学級づくりのために、自分にできることは何かを考える。



【実践例】いじめについて話し合う学級活動（ショート HR 活動）の実践

「いじめを生まないための小学校用指導資料『心を耕す』～子どもたちの心豊かな成長を願って～（平成 20 年 山口県教育委員会発行）」を活用した学級活動。

① プリントを読んで自分だったらどうするかを考える。

② それぞれの立場で意見を発表する。

③ 教員がまとめの説話をする。

- ・ 「楽しく学校生活を送りたい」と誰もが願う気持ちを踏みにじる、絶対に許されないことです。
- ・ みなさんには、「やめよう」と友だちに伝えたり、先生に相談したりして、いじめのないクラスにしてほしいと願っています。

回そうか、止めようか・・・

友だちを助けて
でも、自分が無視されたらどうしよう

授業中、クラスの一人をみんな
が無視しようという手紙が回って
きました。
次の人に回そうかな。同じクラ
スの友だちのことだし、止めようかな・・・
どうしたらいいのかな？

① 自分が無視されるのはイヤなので、
次の人に回す。

② 手紙は回さずに、休み時間に仲のよ
い友だちと話をしてみる。

③ 先生に相談する。

5 コミュニケーション能力を育てよう！

いじめの未然防止に向けて、AFPY等を活用した学級づくりに取り組むことにより、児童生徒同士、児童生徒と教職員との人間関係づくりを充実させましょう。

また、異年齢集団による活動を取り入れ、コミュニケーション能力を高め、「いやなことはいや」「今、勉強で忙しいからメールの返事は返せない」と言える強い心を育てることも必要です。

■ AFPY等を活用して、人間関係づくりを充実させよう！

いじめの原因の一つに、子どもたちのコミュニケーション能力の不足があります。コミュニケーションは、相手の立場を理解し、相手を思いやる気持ちを基盤として成り立ちます。そこで、AFPY等を活用し、子どもたち同士、子どもたちと教職員との人間関係づくりを充実させることが大切です。

また、学級目標などの設定の際、教職員が目標を与えるのではなく、子どもたちが主体的に設定することで、他者とのつながりを意識するようになります。

※「AFPYの手引き」（山口県社会教育・文化財課のHP）を参照してください。

URL:<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a50400/afpy/tebiki.html>

【実践例】教職員 Being・全校 Being (AFPY) の取組

○教職員Being（ビーイング＝どうありたい？）に取り組んだ実践

全教職員で、人型に「大切にしていること」、その内側に「子どもに伝えたいこと」、そして、人型の周りに「避けたいこと」を書き、職員室に掲示した。個人と学校の目標を可視化することで、教職員の感情面での変化につながっている。



教職員Being・・・子どもたちにどのように接したいのか？

○児童生徒が運動会Being・持久走Beingに取り組んだ実践

子どもたちが考えた運動会のスローガン「心は一つ！無限のパワーで勝利をつかめ！」の周りに、広報委員会の呼びかけで一人ひとりの運動会の目標（運動会Being）を貼った。同様に、持久走大会に向けたBeingも掲示され、この取組が日常化してきた。行事において、子どもたちの意識付けに役立っている。



運動会Being・・・運動会でこうありたい！

■ 自分の気持ちを上手にコントロールする力を育てよう！

子どもたちを取り巻く日々の生活の中には、様々なストレスとなるものがあります。ストレスには嫌なイメージがありますが、ストレスは自らを成長させるものでもあり、ストレスとうまく付き合っていくことが大切です。ストレスマネジメントとは、ストレスに対する自己コントロール能力を育むものであり、自分の気持ちを上手にコントロールして、適切に自分の感情を表現することにつながります。

【実践例】

- ① ストレスについて理解し、自分のストレス反応と対処法に気付く。
- ② リラクゼーションを体験する。
 - ・呼吸法（深くゆったりとした腹式呼吸）
 - ・漸進性弛緩法（筋肉の緊張と弛緩を繰り返し行って身体をリラックスさせる方法）
 - ・アフメーション（自分を励ます言葉を自分自身にかける）
- ③ 適切緊張感を体験する。
 - ・セルフ・リラクゼーション（一人で肩の上げ下げ）
 - ・ペア・リラクゼーション（ペアで肩の上げ下げ）



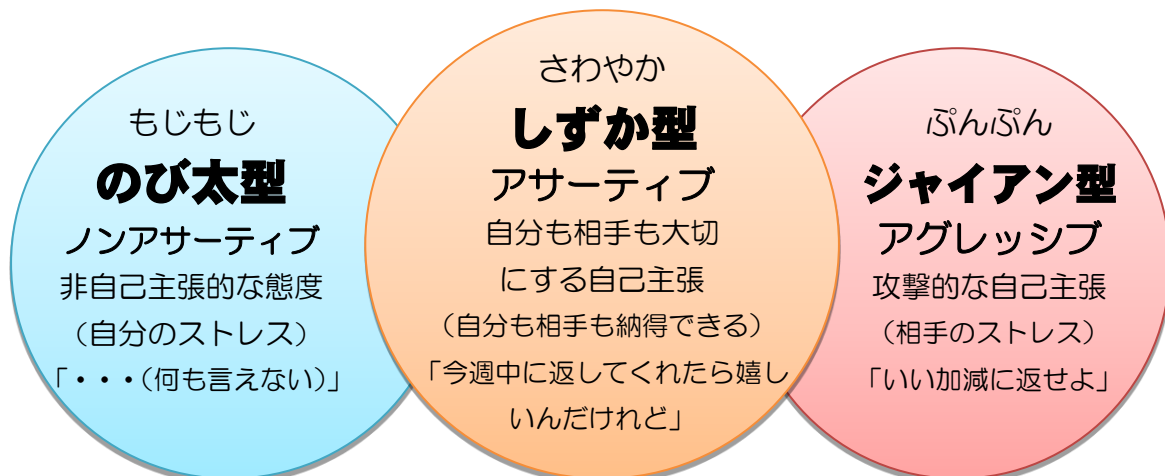
■ さまざまな手法を用いて、コミュニケーション能力を育てよう！

ソーシャル・スキルがうまく身に付いていない子どもたちのコミュニケーション能力を育てることが重要です。ここでは、アサーション・トレーニングを紹介します。

アサーション（assertion）は「主張」「断言」という意味ですが、相手に自分の意見を押し付けるのではなく、自分のことも相手のことも大切にする自己表現を身に付けていくトレーニングです。「いやなことはいや」と言える心を育てることも必要です。

【実践例】小グループによるアサーション・トレーニング

「一か月前に友人に貸した本が、まだ返ってきません。あなたは、そろそろ返してほしいと思っています。あなたは、その友人に対してどのように言いますか？」という質問に答え、自分がどのようなタイプかを考える。



■ 異年齢集団で、思いやりの気持ちや社会性を育てよう！

特に小学校では、異年齢集団の活用により、相手の立場で物事を考えようとする態度や成長の過程に即した社会性、コミュニケーション能力を養うことが重要です。

異年齢集団による様々な活動を通して、自分の考えを相手に伝えたり、相手の思いを理解したりすることにより、思いやりの気持ちや社会性を育てることができます。

【実践例】縦割り班活動を中心とした温かい人間関係づくり

○学校行事

- ・運動会の種目「大玉大決戦」をすこやか班でチーム編成して行った。各班で順番や作戦を考えるなど、児童生徒が主体的に活動できるように工夫した。
- ・秋の遠足をすこやか班で実施した。その中で、「班全員での集団行動」を条件にしたウォークラリーを実施し、異学年で協力できた。

○清掃活動

- ・毎日の清掃活動を異学年によるすこやか班で実施している。また、毎月第3火曜日には、学校運営協議会委員も掃除に参加している。

○班活動

- ・毎週火曜日の13時45分から15分間、すこやか班で遊ぶ活動を設けている。



【参考】オルヴェウス・いじめ防止プログラム

このプログラムはノルウェーの大学教授オルヴェウスが提唱したもので、最終的な目標は、①児童生徒間のいじめを減らすこと、②新たないじめの拡大を防ぐこと、③学校でよりよい仲間関係を作り上げていくこと、の三点です。

具体的には、下記の四つの対象に向けて、その具体的な行動が示されています。

- ① 学校全体に向けた実施内容 … いじめ防止委員会設置、アンケート実施、情報交換会の定期開催、反いじめのルールとペナルティ導入、児童生徒の見守り活動 等
 - ② クラスに向けた実施内容 … いじめに関するルールの徹底、いじめについてクラスや保護者で協議する場の定期開催 等
 - ③ 個人に向けた実施内容 … いじめ発生時の全スタッフでの即座介入、いじめにかかわりのある児童生徒や保護者との話合い 等
 - ④ 地域に向けた実施内容 … 地域住民の参加・協働体制の構築 等
- 最初に子どもたちに示されるのが、次の四つの「反いじめルール」です。

- 1 私たちは、他の人をいじめません
- 2 私たちは、いじめられている人を助けます
- 3 私たちは、ひとりぼっちの人を仲間に入れます
- 4 私たちは、もし誰かがいじめられていれば、それを学校の大人や家の大人に話します（たとえば教師や親に知らせます。自分がいじめられているときも同様です）

6

情報モラル教育を充実させよう！



いじめのきっかけや手段となりうるインターネットや携帯電話、スマートフォンの問題について、小学校のうちから正しい理解を進め、自分のこととして考えさせることが重要です。そのためには、インターネットKYT 資料集の活用や児童生徒会の主体的な活動を推進するとともに、警察やネットアドバイザー等と連携して、教職員の校内研修や児童生徒、保護者対象の「情報モラル研修会」を積極的に実施する必要があります。

■ ネットトラブルを自分のこととして考えさせよう！

ネットトラブルは、自分の身や身近に起こらないと子どもたちも教職員も保護者もその重大さや危険性が理解できない場合が多く、事案が発生してから慌てることが多いようです。

そうならないためには、児童生徒会を中心に、自分たちのこととして捉えさせる取組を行うとともに、インターネットやスマートフォンのルールやマナー等について自分たちで考えさせ、決めさせることが重要です。



【実践例】生徒会が主体となった情報モラル研修

生徒会から、委員会活動の中でいじめやインターネットに関わるトラブルについて考えてみたいという意見が出て、次のような活動を行った。

① インターネット利用に関する実態調査

生徒の60%以上がネット端末を所持していることや、生徒の約30%程度がSNSを利用していることなどが分かった。

○その他の質問

◆SNSを使っていて、良いと思うことを教えてください。

- ・いろいろな人と話せる（ふだん学校で話さない人とも）
- ・集合時間の確認ができる
- ・無料
- ・スタンプがおもしろい

◆SNSを使う上で、やめてほしいことや、やってはいけないと思うことを教えてください。

- ・グループでの既読無視
- ・チェーンメール
- ・悪口や個人情報の流出

② 生徒会主体の情報モラル研修会の実施……情報通信関連企業に依頼

○当日の打合せや研修会の案内、司会、記録等を生徒が担当した。

(感想例)

- ・気になることや受け止め方が、人それぞれ違うことが分かった。
- ・今まで以上に自分の言葉に責任をもちたい。
- ・ネットではその人の顔や気持ちが分からないから、意識して人の気持ちを考えること、感じ取ることが大事だと思った。

■ 小学校から情報モラル教育を実施しよう！

SNS等を悪用したネットいじめが後を絶ちません。特に、掲示板やコミュニケーションアプリなどのSNSへの書き込みや画像のアップ、グループトーク等でのトラブルなど、携帯電話やスマートフォンがいじめのきっかけや手段となっている事案が発生しています。また、スマートフォン等の所持年齢も年々低下しており、最近では小学校でもこのような問題の発生が少なくありません。

そこで、ネットトラブルについて正しい理解を進め、被害を未然防止するために、小学校のうちから情報モラル教育を実施する必要があります。

特に、以下のような「情報の特殊性による危険」を知ることが大切です。

- ① 発信した情報は多くの人にすぐに広まること
- ② インターネット上には、違法情報や有害情報が含まれること
- ③ SNSや掲示板への書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、傷害などの犯罪につながる可能性があること
- ④ 一度インターネット上に流出した情報は、簡単には回収できないこと

また、「インターネットKYTーインターネット危険予測トレーニングー」（山口県教育委員会）等を活用し、児童生徒に具体的なネットトラブルの被害事例を示した学習や危険予測学習を行うことが重要です。

■ 家庭や地域、相談機関、警察等と連携しよう！

いじめの問題と同様で、ネットトラブルは学校だけでは対応できません。まずは、家庭や地域と連携して、携帯電話やスマートフォンの使い方の基本的なルールなどについて話し合うことが大切です。コミュニティ・スクールや地域協育ネットの機能を有効に活用し、地域ぐるみで取り組みましょう。

また、事案を察知した場合はちゅうちょせず、早めに警察やネットアドバイザー、教育委員会等に相談することが大切です。

ネット問題相談機関（山口県）

- ネットアドバイザー（子どもと親のサポートセンター） ☎ 083-987-1240

やまぐち総合教育支援センター内にあり、ネット問題についての相談を実施。

- サイバー犯罪対策室（山口県警察） ☎ 083-922-8983

E-mail : cyber.soudan@police.pref.yamaguchi.lg.jp

※緊急を要する情報・相談については、所轄警察署あるいは「110番」通報

- 山口県消費生活センター ☎ 083-924-0999 ネットショッピングのトラブルの相談

- 山口地方法務局 ☎ 083-922-2295（代表）いじめ等、人権問題についての相談



3 早期発見・早期対応(把握しにくいいじめの発見と対応)

7 教職員のいじめの認知力を高めよう！

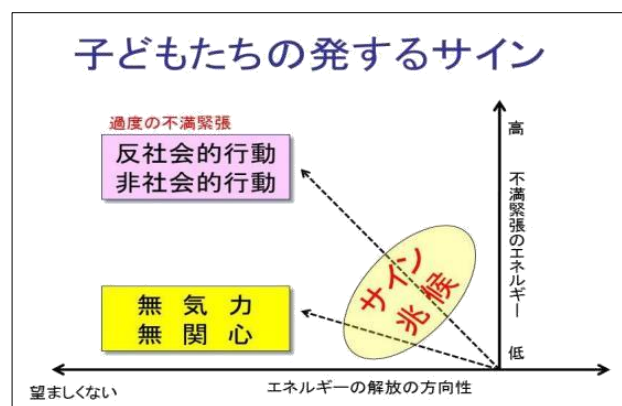
いじめは小さい芽のうちに発見し、すぐに対応することが肝要です。しかし、周りから分からないように行われている場合が多く、なかなか発見しづらいものです。いじめの定義が変更された意義をきちんと踏まえ、積極的に認知していこうという姿勢が大切です。「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的、形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行います。

教職員研修を実施し、子どもたちの心や表情のささいな変化(サイン)を察知する力を高める努力をしましょう。

■ 子どもの心や表情のささいな変化(サイン)を察知する力を高めよう！

子どもたちは、不適応行動や問題行動等を引き起こす以前に、何らかの変化(サイン)を周囲に送っています。子どもたちの不適応行動や問題行動を早期に発見し、早期に対応するためには、子どもたちのささいな言動の変化(サイン)や持ち物、対人関係の変化(サイン)など、周囲に発信している変化(サイン)をいち早く捉えることが重要です。

子どもたちと毎日接している教職員は、そのような子どもたちの「最近、いつもと違うな」といった、ささいな変化(サイン)を察知するアンテナを張っておきましょう。



いじめの段階

【レベル1】 日常的衝突としてのいじめ

社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば見られる日常的衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

【レベル2】 教育課題としてのいじめ

児童生徒間トラブルが、日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応をとる必要があった(ある)もの。

【レベル3】 重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

認知したいじめのうち、法に定める「重大事態」に該当する、又は、いじめに起因して児童生徒の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」に至る可能性のあるもの。

【問題行動等対応マニュアル(平成28年4月版)より抜粋】

■ 生活アンケートを確実に実施して、子どもの実態を把握しよう！

生活アンケートを実施することにより、現在の子どもたちの状況が把握できるだけでなく、次のような効果が期待できます。

- ① 子どもたち自身が、常に自他を意識した生活を送ることができます。
- ② 教職員が、子どもたちの日常の行動を注意深く観察する視点をもてます。
- ③ 相談しやすい環境をつくり、子どもたちの悩みを積極的に受け止められます。

【実践例】生活アンケートの項目例

- ① 学校は楽しいですか。
- ② 友だちと楽しく過ごせていますか。
- ③ 悩んだり、いやな思いをしたりしていることはありますか。
- ④ 友だちの中に、悩んだり、いやな思いをしたりしている人はいますか。
- ⑤ 家では、楽しく過ごせていますか。
- ⑥ 先生に、相談したいことがありますか。

■ 生活アンケートの内容・実施方法を工夫しよう！

毎回、同じような内容、方法でアンケートに答えていると、子どもたちもそれを見る側の教職員もマンネリ化してきます。これでは、子どもたちの心の声を聴くことができません。絶えず実施方法や内容を工夫・改善していきましょう。また、家庭でもいじめについて話し合う機会をつくるために、保護者に対するアンケートを実施することも必要です。

アンケート結果について迅速な対応が必要です。実施してもチェックしないと意味がありません。即日、翌日の対応ができる校内体制をつくりましょう。

【実践例】生活アンケートの内容や方法の工夫

- ① 子どもたちのよさを発見する質問項目を追加した。
- ② 毎月の生徒指導部会で、質問項目の数や内容について検討している。
- ③ 「担任以外で相談したい人はいますか？」という項目や文言を入れた。
- ④ 毎週木曜日に実施し、把握したことをその週に対応するようにしている。

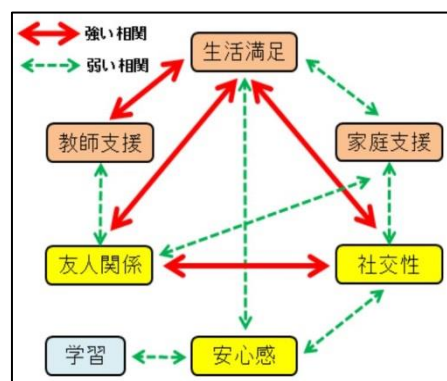
■ Fit（学校適応感調査）を活用しよう！

「Fit」は、簡便な25問のアンケート調査により、数値入力だけで、学業、対人、環境等の適応状況を、表とグラフで分析・表示することができます。定期的の実施することで生徒の状態の変化を把握できるなど、幅広く児童生徒理解に活用できます。小学生版、中学生版、高校生版の三種類があります。

「友人関係」「社交性」「安心感」「生活満足」「教師支援」「家庭支援」「学習」の七つの側面についてそれぞれ「適応感」を算出し、「① 対人適応感 ② 環境適応感 ③ 学習適応感」の三つのパートに再構成します。

※「活用の手引き」（山口県学校安全・体育課のHP）を参照してください。

URL:<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a50500/manual/seitoshidounojyu.html>



8

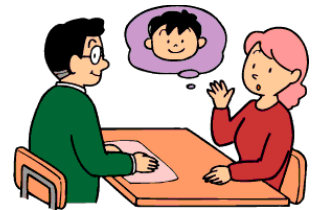
学校の教育相談体制を充実させよう！

いじめられているけれど誰にも相談できない子や、いじめを知っているけれど親や教職員などの周りの大人に言い出せない子がいることから、いじめを早期に発見することは簡単なことではありません。各学校で実施している個別の教育相談を確実に実施するとともに、方法や内容について、絶えず工夫・改善を行い、教育相談体制の充実を図りましょう。

また、学校だけで抱え込まないで、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）等の専門のスタッフときめ細かく連携することが大切です。

■ 相談しやすい雰囲気づくりをしよう！

子どもたちや保護者、地域の方々にとって、学校が相談しやすい場所になっているでしょうか。「何か困ったことがあったら学校の先生が聴いてくれる」という安心感が、相談しやすい雰囲気づくりにつながります。



また、学校だけでは対応できない相談もありますので、児童生徒や保護者、地域の方々に、学校だけでなく外部機関の相談窓口もお知らせしましょう。その際、学校独自で相談カードやリーフレットを作成し、配付することも効果的です。

【実践例】学校だより、学級通信などへの相談欄の設定

学校だよりや学年通信、学級通信、保健室だより、生徒指導通信など、学校から保護者等へお知らせする全ての文書に相談欄を設けて、子どもたちや保護者、地域の方々に呼びかけたところ、学校や学級が誰でも気軽に相談できる雰囲気になり、いじめや不登校などの早期発見につながった。

<相談希望カード>どんな小さなことでもいいですので、学校に相談したいことや学校に知らせておいた方がよいことなどがありましたら、お知らせください。秘密は厳守します。また、直接、お電話をいただいても結構です。

【学年】 ____ 【組】 ____ 【お名前】 _____

【希望日時】 ____月 ____日（ ____ ） ____時ごろ 【相談希望者】 _____先生

【相談したいこと】（来られた時でも結構です）



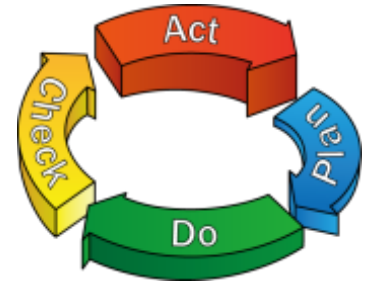
県教委発行の相談カード（全児童生徒に配付）

「やまぐち子どもSOSダイヤル」が、全国の「24時間子どもSOSダイヤル」に一本化され、平成28年4月1日からフリーダイヤルになりました。

いじめ、暴力行為、児童虐待など、子どもたちの生命を脅かす、また、その恐れがある場合の相談窓口として、24時間対応しています。

■ 学校の教育相談体制の見直しを図ろう！

各学校では、教育相談週間などを設定して個別の教育相談を実施していると思いますが、その実施方法や内容について工夫・改善が行われているでしょうか。生活アンケートと同様で、子どもたちの心を引き出そうとする教職員の努力が必要です。各学校で実情に合わせた様々な実践がなされていますので、これらを参考に工夫・改善に取り組みましょう。



【実践例】教育相談の方法についての工夫

① 相談者を児童生徒に選ばせるなどの工夫

いつも同じパターン、同じ教職員が相談者だと、子どもたちが話しにくいこともあるので、二学期は、学級担任だけでなく他のクラスの教員や養護教諭等にも話を聞いてもらえるよう、どの教職員に相談したいか、子どもたちの希望を取るようになっている。

② 生活アンケート結果に迅速に対応する体制づくり

週一回の生活アンケートを原則木曜日に実施して、学級担任がチェックし、学年全体、生徒指導部で情報共有している。そして、週をまたがないように、金曜日に確実に対応するようになっている。その結果、子どもたちと教職員の信頼関係が増し、何でも相談できる雰囲気醸成された。

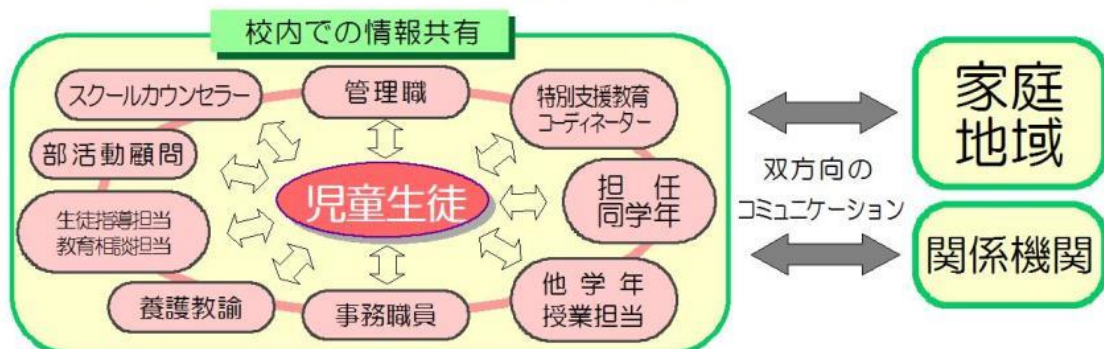
③ 全ての教職員で取り組む「チャンス・カウンセリング」の実践

毎日の子どもたちとのかかわりを大切に、短いやり取りでも子どもたちの心に響くよう、定期的な教育相談だけでなく、子どもたちが何か話しかけてきたときや子どもたちの変化に気付いたときがチャンスだと全教職員で共通認識し、子どもたちに声かけをしたり、話を聴いたりするようになっている。

④ 子ども同士力を活かす「ピア・カウンセリング」の実践

学校に上手く適応できていない子どもたち同士で、自分の悩みを話したり、相手の話を聞いたりする場を設定した。子どもたちは、悩みを抱えているのは自分だけではない、周りの人も同じ体験をしているということが分かり、気持ちが少し楽になった、自分一人で悩むのではなくお互いにサポートしていきたいという感想をもった。

★子どもたちを多角的・多面的に理解しよう！



■ SCやSSW等の心や福祉の専門家と連携しよう！

学校だけでは対応できない問題も増加しています。各学校に配置されているスクールカウンセラー（SC：心の専門家）や各市町、県に配置されているスクールソーシャルワーカー（SSW：福祉の専門家）ときめ細かく連携して、いじめの早期発見・早期対応に努めることが大切です。

特に、「学校いじめ対策委員会」や課題のある児童生徒に係る「ケース会議」に、教育委員会の指導主事やSC、SSWにも参加を要請し、様々な視点から対応策を考えることが重要です。学校は、学校外の専門家を入れることにちゅうちょしてはいけません。SSWの派遣については、まず、市町教委、県教委（県立学校）に相談してください。

■ スクールカウンセラー（SC）の役割

学校において、いじめなどの問題行動や不登校等に対応するため、児童生徒やその保護者、教職員等を対象にした相談業務を行う「心の専門家」です。山口県ではそのほとんどが臨床心理士の資格を持っています。

■ スクールソーシャルワーカー（SSW）の役割

問題を抱える児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれている環境に働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、問題解決への対応を図る役割を担います。

【実践例】SC、SSWの活用

- ① SCを活用した全校グループ・カウンセリングの取組
いじめなどの場合、小グループでグループ・カウンセリングを行い、その際の発言や表情などを細かく観察する手法がある。A中学校では、年度始めの早い時期に集中して、七～八人のグループでカウンセリングを行っている。



テーマ例① コミュニケーションアプリなどによるいじめ、悪口の書き込みなどをなくすには、どうしたらいいと思いますか？

テーマ例② 仲間に入れない子がいたら、どうすればいいと思いますか？

② SSWの活動内容（実践事例集から）

○いじめが原因で不登校となり、ひきこもりの傾向もみられたが、学校とSSWが連携し、解決を図っている。

○経済的な問題を抱え、子どもの養育に手が回らなかった母子家庭に対して、SSWが支援に入り、民生委員・児童委員や市の福祉部局等と学校が連携することにより、母親の精神的・経済的安定につながり、それにより子どもと保護者の絆が強まって、登校に結びついた。

○祖父（親権者）が多額の借金を抱え、借家を出なければならなくなった生徒の家庭に対して、生活保護の支給等の助言等により、生徒の生活支援を行っている。

■ 県や市町の相談機関を周知しよう！

教育委員会以外にも県や各市町には様々な相談機関があります。いじめなどについて、どこに相談すればよいかを教職員で共通認識しておきましょう。そして、子どもたちや保護者、地域の方々が、様々な窓口で相談が受けられるように周知しておくことが重要です。

また、やまぐち総合教育支援センターの中に「子どもと親のサポートセンター」と「ふれあい教育センター」が設置され、電話相談、来所相談、要請相談等を行っています。中でも、いじめに深く関係する発達障害の児童生徒に関する相談は、「ふれあい教育センター」で受け付けています。

■ ふれあい総合テレホン[代] 083-987-1240

月・水・金／8:30～17:15 火・木／8:30～21:00（土・日・祝日は除く）

■ 24時間子どもSOSダイヤル 0120-0-78310（なやみいおう）

□ メール相談 soudan@center.yasn21.jp □ FAX相談 083-987-1258

◎ 非行やいじめ等に関する相談窓口

■ 子どもの人権110番(山口地方法務局) ☎ 0120-007-110

■ 法務少年支援センター山口(すこやか青少年心理相談室) ☎ 083-922-6701

■ 少年サポートセンター(山口県警少年課)

東 部 ☎ 0827-23-5150 ☎ 0120-48-5150

中 部(ヤングテレホン・やまぐち) ☎ 083-925-5150 ☎ 0120-49-5150

西 部 ☎ 083-222-5150 ☎ 0120-62-5150

※ 少年サポートセンターでは、インターネットや携帯電話の利用に伴う問題等の相談も受け付けています。



◎ ヤングテレホン・教育相談電話

下 関 市	☎ 083-231-7838
(教育相談室)	☎ 083-231-6995
(いじめテレホン相談)	☎ 083-223-7830
宇 部 市	☎ 0836-33-7830
(総合教育相談窓口ほっとライン宇部)	(FAX) 0836-33-7830
山 口 市(山口市教育相談室)	☎ 083-922-3749
萩 市(子ども相談・支援室)	☎ 0838-25-3662
防 府 市(青少年育成センター)	☎ 0120-783-474
	☎ 0835-24-3232
(教育相談電話)	☎ 0120-078-357
携帯電話からは	☎ 0835-23-1135
下松市(ヤングテレホンくだまつ)	☎ 0833-43-4976
岩国市(ヤングテレホン岩国)	☎ 0120-22-7830
携帯電話からは	☎ 0827-43-0900
光 市(ヤングテレホンひかり)	☎ 0120-72-3749
(光市子ども相談センター)	☎ 0833-74-5910

長門市(長門市教育支援センター)	☎ 0837-22-3542
柳井市(ヤングテレホン)	☎ 0820-22-4499
美祿市(ヤングテレホンみね)	☎ 0837-52-0400
周南市(教育相談しゅうなん)	☎ 0120-78-3090
山陽小野田市(ヤングテレホン)	☎ 0836-84-2000
(心の支援室)	☎ 0836-82-1188
周防大島町	☎ 0120-23-5509
携帯電話からは	☎ 0820-78-1559
和木町(ふれあいコールわき)	☎ 0120-81-7830
上関町	☎ 0820-62-0245
田布施町	☎ 0820-52-5812
平生町	☎ 0820-56-6083
阿武町(ふれあいテレホン)	☎ 08388-2-3176

※詳細は「問題行動等対応マニュアル」(山口県教育委員会)を参照してください。

9

校内の情報共有体制「ホウ・レン・ソウ」を徹底しよう！

学級担任等だけで抱え込むことなく、小さな情報も学年や生徒指導部、管理職等で共有するホウ・レン・ソウ体制を再確認しましょう。また、学校内だけで情報を止めるのではなく、教育委員会とも連携して、きめ細かく情報を共有しましょう。

さらに、「学校いじめ対策委員会」にSCやSSWにも参加してもらい、効果的な連携を図ることが大切です。

■ 学級担任だけで抱え込まず、ホウ・レン・ソウを徹底しよう！

いじめの早期発見・早期対応ができなかったケースの中には、学級担任等だけで対応しようとしたものが少なからずあります。小さな情報も、学年や生徒指導部、管理職等で共有するホウ（報告）・レン（連絡）・ソウ（相談）体制を再確認しておきましょう。悪い情報ほど早く管理職まで伝わっていなければなりません。教職員一人ひとりが自覚をもって情報共有に努めましょう。

【報告】＝正しく行う

- ・悪いことほど早めに
- ・具体的に分かりやすく
- ・経過報告を忘れずに

【連絡】＝素早く行う

- ・マメさと心配りを忘れずに
- ・簡潔に分かりやすく
- ・伝わったかどうか必ず確認

【相談】＝余裕をもって行う

- ・相談のポイントを整理して
- ・早め早めの相談を
- ・経過・結果の報告も忘れずに



■ 学校内だけで抱え込まず、教育委員会等との情報共有を徹底しよう！

学級の抱え込みと同様、学校の抱え込みによる対応の遅れや対応ミスの事例が増えています。いじめが発生したことを恥ずかしいことと捉えて、学校内だけで情報を止めることがないよう、発生の段階から教育委員会の指導主事や所轄の警察署の生活安全課等と小さい事案でも情報を共有しておくことで、教育委員会や警察等との連携がスムーズに行うことができます。

■ 「学校いじめ対策委員会」で情報を整理し、対応方針を話し合おう！

集められた様々な情報を「学校いじめ対策委員会」を通して整理し、対応方針についてしっかりと話し合しましょう。その際、SCやSSW等の専門家はもちろんのこと、必要に応じて、PTAや地域の方々からの意見も積極的に取り入れましょう。

「情報なくして判断なし、判断なくして行動なし」の言葉のとおり、確かな情報がないと正しい判断、対応ができません。ささいな情報も見逃さないようにしましょう。

家庭や地域とともに「いじめ」について考えよう！

いじめの問題は、学校だけで解決できるものではありません。学校の課題を地域に開き、地域とともに解決していくコミュニティ・スクールを活用し、保護者や地域の方々の理解を得ながら、地域ぐるみで取り組むことが重要です。

そのためには、学校だより、学級だより、ホームページなどで家庭や地域へ積極的に情報発信するとともに、参観日や研修会、PTAの会議、学校運営協議会等がいじめの問題を取り上げ、協議することにより、大人の人権意識の高揚を図ることが大切です。

■ 学校や学級の情報を積極的に発信し、家庭や地域と情報を共有しよう！

いじめの未然防止、早期発見・早期対応のためには、家庭や地域の理解と協力が不可欠です。そのためには、学校だよりや学級通信、Webページ、保護者懇談会や学校運営協議会、自治会の会合など様々な機会を利用し、学校の実情やいじめの未然防止の取組、学校いじめ防止基本方針等についてしっかりと説明し、学校の取組だけでは不十分であることについて、理解と協力を求めましょう。

また、学校評価等の保護者、地域住民へのアンケートで、学校がいじめ対策について評価してもらうことも大切です。教職員だけでは見えない部分が見えてきます。

■ 保護者や地域の方々と「いじめの問題」について話し合おう！

参観日やPTA研修会等で講演会を実施するとともに、いじめの未然防止、早期発見・早期対応のために「家庭や地域で何ができるか」という具体的なことについて協議する場を設けることにより、保護者や地域の方々のいじめの問題に対する関心を高め、我が子や地域の子どもたちにもっと関心をもってもらうことができます。

このように、地域の大人の人権意識の高揚を図ることは、いじめの未然防止、早期発見・早期対応にかなり効果的です。

【実践例】地域協育ネットで策定した

「あたりまえ10箇条」

大内・小鯖地域協育ネットを中心に大内中学校区の児童・生徒を対象に「自分たちに必要なこと」についてアンケート調査を実施し、10項目のきまりをまとめ、「あたりまえ10箇条」とした。看板の除幕式では、中学校の生徒会長が「大内中学校区の児童・生徒として誇りを持ち、あたりまえのことがあたりまえにできるようになりたい」と決意表明をした。各学校と地域交流センターに看板が設置されている。



【参考】 いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）概要

【第一章】 総則

- 1 「いじめ」を、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校（＊）に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。〈第2条〉
 - ＊ 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）
- 2 いじめ防止等のための対策の基本理念〈第3条〉、いじめの禁止〈第4条〉、関係者の責務〈第5条～第9条〉を定めること。

【第二章】 いじめ防止基本方針等

- 1 国、地方公共団体及び学校の各主体は、いじめの防止等のための基本的な方針（＊）を定めること。〈第11条～第13条〉
 - ＊ 国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務
- 2 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができること。〈第14条〉

【第三章】 基本的施策

学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として、①道徳教育等の充実〈第15条の1〉、②早期発見のための措置〈第16条の1〉、③相談体制の整備〈第16条の3〉、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進〈第19条の1〉を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として、⑤いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等〈第18条〉、⑥調査研究の推進〈第20条〉、⑦啓発活動〈第21条〉等について定めること。

【第四章】 いじめの防止等に関する措置

- 1 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理・福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。〈第22条〉
- 2 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として、①いじめの事実確認と設置者への結果報告〈第23条の2〉、②いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援〈第23条の3〉、③いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言〈第23条の3〉について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときの警察との連携〈第23条の6〉について定めること。
- 3 懲戒〈第25条〉、出席停止制度の適切な運用〈第26条〉等その他いじめの防止等に関する措置を定めること。

【第五章】 重大事態への対処

- 1 学校の設置者又は学校は、重大事態（＊）に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとする。〈第28条の1〉
 - ＊ ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ＊ ② いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- 2 学校の設置者又は学校は、1の調査を行ったときは、いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。〈第28条の2〉
- 3 学校は、重大事態が発生した旨を地方公共団体の長等（＊）に報告、地方公共団体の長等は、必要と認めるときは、1の調査の再調査を行うことができ、また、その結果を踏まえて必要な措置を講ずるものとする。〈第29条～第31条〉
 - ＊ 公立学校は地方公共団体の長、国立学校は文部科学大臣、私立学校は所轄庁である都道府県知事

【第六章】 雑則

学校評価においていじめの対策を取り扱うに当たっては、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるように留意すること。〈第34条〉

【参考】

*平成29年12月の「山口県いじめ防止基本方針」の最終改定に伴う留意事項

基本方針改定に伴う学校における留意事項

○ いじめの定義等の変更

- ・ けんかは除く⇒けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かの判断をすること。
- ・ 「いじり」と言われる行為について、いじめとの境界は不明瞭であるため、見えない所で被害が発生している可能性も十分に考慮する必要がある。そのため、「いじり」の背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断すること。

○ いじめの早期発見

- ・ いじめの認知力を向上させ、早期発見につなげるため、いじめを次の3つのレベルに分類する。

【レベル1】日常的衝突としてのいじめ

社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば見られる日常的衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

【レベル2】教育課題としてのいじめ

児童生徒間トラブルが、日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応をとる必要があった（ある）もの。

【レベル3】重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

認知したいじめのうち、法に定める「重大事態」に該当する、又はいじめに起因して児童生徒の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」にいたる可能性のあるもの。

○ いじめへの対応

- ・ 好意からおこなった行為が意図せず相手を傷つけた場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合など、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応も可能。

ただし、これらの場合であっても、法が定めるいじめに該当するため、学校いじめ対策委員会への情報共有は行うこと。

- ・ 教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒から相談を受けた場合、抱え込まずに、また是对応不要であると個人で判断せず、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかにいじめ対策委員会に報告し、学校の組織的な対応につなげる必要がある。

特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策委員会に報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法第23条の「通報その他の適切な措置を取るものとする」という規定に違反し得る。

○ いじめの解消の定義の明確化

- ・ いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点（3か月を目安）において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

○ 学校評価について

- ・ 学校いじめ防止基本方針のいじめ防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・早期対応のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価項目に位置づけ、目標の達成状況を評価すること。評価結果を踏まえ、いじめ防止等のための取組の改善を図ること。

○ 学校いじめ防止基本方針

- ・ 基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく必要がある。
- ・ 策定した学校いじめ防止基本方針は、各学校のHPへの掲載等の方法により、保護者や地域住民が容易に確認できるようにするとともに、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者等に説明を行うこと。

○ いじめに係る研修等

- ・ 全ての教職員が「いじめ防止対策推進法」の内容を理解し、いじめ問題に対して適切に対応できるよう、積極的に年に複数回いじめの問題に関する校内研修会（事例研究、教育相談等）を実施すること。

○ いじめの未然防止に係る児童生徒の主体的活動の充実

- ・ 児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、具体的な実践事例の提供や児童生徒の主体的な活動を推進すること。

○ インターネット上のいじめ

- ・ 一度ネット上に拡散したいじめに係る画像等の情報を消去することは極めて困難であり、いじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があること、またインターネット上のいじめは、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得ること等を理解させるなど、情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図ること。

○ 指導上の配慮が必要な児童生徒

- ・ 発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。
- ・ 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがない

よう、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行うこと。

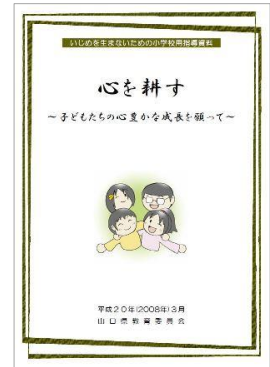
- ・ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知すること。
- ・ 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

○ いじめの重大事態

- ・ 児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たること。
- ・ いじめの重大事態については、県方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」「不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月文部科学省初等中等教育局）」により適切に対応すること。

【参考】引用・資料一覧

- ・オルヴェウス・いじめ防止プログラムー学校と教師の道しるべー (ダン・オルヴェウス他 現代人文社)
- ・アサーション入門——自分も相手も大切にする自己表現法 (平木典子著 講談社現代新書)
- ・動作とイメージによるストレスマネジメント教育 基礎編・展開編 (富永良喜・山中寛著 北大路書房)
- ・いじめを生まないための小学校用指導資料「心を耕す～子どもたちの心豊かな成長を願って～」(平成20年3月 山口県教育委員会)
- ・啓発資料「ネット・ケータイ問題への対応について 子どもたちがネットや携帯電話の被害にあわないために」(平成22年3月発行 平成23年10月一部改訂 山口県警察本部生活安全部少年課 山口県教育庁学校安全・体育課)
- ・よりよい生徒指導に向けて (平成23年3月改訂 山口県教育委員会)
- ・心の教育推進の手引き (平成24年1月 山口県教育委員会)
- ・スクールソーシャルワーカー(SSW)実践事例集 (平成24年3月 山口県教育委員会)
- ・教職員のための指導資料「子どもたちの規範意識を育むために きまり 節度 礼儀」(平成24年12月 山口県教育委員会)
- ・家庭・地域向け啓発リーフレット「いじめ防止・根絶～社会総がかりでの取組に向けて～」(平成27年3月 山口県教育委員会)
- ・山口県いじめ防止基本方針 (平成29年12月最終改定 山口県)
- ・インターネット KYTーインターネット危険予測トレーニングー (平成27年3月 児童生徒のインターネット利用対策会議 山口県教育委員会)
- ・心の教育実践事例集 (平成27年3月 山口県教育委員会)
- ・問題行動等対応マニュアル (平成28年4月版 山口県教育委員会)



STOP!! いじめ

今日からできる 10 のポイント

平成 28 年 11 月 山口県教育庁学校安全・体育課
子どもと親のサポートセンター